

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年4月）	新（令和6年10月）	摘要
第1編共通編 第1章総則	第1編共通編 第1章総則 <u>1-1-4 ワンデーレスポンス</u> <u>1. ワンデーレスポンス</u> <u>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</u>	追加
1-1- 4 施工計画書 <u>4. 千葉市の環境マネジメントシステムに掲げる「公共工事の実施に伴う環境負荷の低減」の推進に従い対応しなければならない。</u>	1-1- <u>5</u> 施工計画書 削除	番号修正 廃止
1-1- <u>5</u> コリンズ（CORINS）への登録 1-1- <u>6</u> 監督職員 1-1- <u>7</u> 工事用地等の使用 1-1- <u>8</u> 工事着手 1-1- <u>9</u> 工事の下請負 1-1- <u>10</u> 施工体制台帳 1-1- <u>11</u> 受発注者間の情報共有 1-1- <u>12</u> 受注者相互の協力 1-1- <u>13</u> 調査・試験に対する協力 1-1- <u>14</u> 工事の一時中止 1-1- <u>15</u> 設計図書の変更 1-1- <u>16</u> 工期変更 1-1- <u>17</u> 支給材料及び貸与品 1-1- <u>18</u> 工事現場発生品	1-1- <u>6</u> コリンズ（CORINS）への登録 1-1- <u>7</u> 監督職員 1-1- <u>8</u> 工事用地等の使用 1-1- <u>9</u> 工事着手 1-1- <u>10</u> 工事の下請負 1-1- <u>11</u> 施工体制台帳 1-1- <u>12</u> 受発注者間の情報共有 1-1- <u>13</u> 受注者相互の協力 1-1- <u>14</u> 調査・試験に対する協力 1-1- <u>15</u> 工事の一時中止 1-1- <u>16</u> 設計図書の変更 1-1- <u>17</u> 工期変更 1-1- <u>18</u> 支給材料及び貸与品 1-1- <u>19</u> 工事現場発生品	番号修正
1-1- <u>19</u> 建設副産物 4. 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）	1-1- <u>20</u> 建設副産物 4. 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）	番号修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年4月）	新（令和6年10月）	摘要
受注者は、請負金額 1,000 千円以上の工事について、建設資材の利用、建設副産物発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、電子データ（建設副産物情報交換システム－COBRIS－）とともに監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	受注者は、請負金額 1,000 千円以上の工事について、建設資材の利用、建設副産物発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、電子データ（建設副産物情報交換システム－COBRIS－）とともに監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において再生資源利用計画・再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u>	文言修正
	<u>5. 受領書の交付</u> <u>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u>	追加
	<u>6. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</u> <u>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</u> <u>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u>	追加
	<u>7. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</u> <u>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「4. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「6. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</u>	追加
	<u>8. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</u> <u>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用</u>	追加

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和 6 年 4 月）	新（令和 6 年 10 月）	摘要
	<u>促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u>	
<u>5.</u> 建設リサイクル法	<u>9.</u> 建設リサイクル法	番号修正
<u>1-1-20</u> 工事完成図 <u>1-1-21</u> 工事完成検査	<u>1-1-21</u> 工事完成図 <u>1-1-22</u> 工事完成検査	番号修正
<u>1-1-22</u> 既済部分検査等 <u>1-1-23</u> 部分使用 <u>1-1-24</u> 施工管理	<u>1-1-23</u> 既済部分検査等 <u>1-1-24</u> 部分使用 <u>1-1-25</u> 施工管理	番号修正
<u>1-1-25</u> 履行報告	<u>1-1-26</u> 履行報告	番号修正
<u>1-1-26</u> 週休二日の対応	<u>1-1-27</u> 週休二日の対応	番号修正
<u>1-1-27</u> 工事関係者に対する措置請求	<u>1-1-28</u> 工事関係者に対する措置請求	番号修正
<u>1-1-28</u> 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、 <u>令和 4 年 2 月</u> ）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長 国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	<u>1-1-29</u> 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、 <u>最新の</u> 土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	番号修正 文言削除
<u>1-1-29</u> 爆発及び火災の防止 <u>1-1-30</u> 後片付け <u>1-1-31</u> 事故報告書 <u>1-1-32</u> 環境対策 <u>1-1-33</u> 文化財の保護	<u>1-1-30</u> 爆発及び火災の防止 <u>1-1-31</u> 後片付け <u>1-1-32</u> 事故報告書 <u>1-1-33</u> 環境対策 <u>1-1-34</u> 文化財の保護	番号修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和 6 年 4 月）	新（令和 6 年 10 月）	摘要
1-1-<u>34</u> 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 <u>3 年 9 月</u>改正 内閣府・国土交通省令第 <u>4 号</u>）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1-1-<u>35</u> 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 <u>5 年 3 月</u>改正 内閣府・国土交通省令第 <u>1 号</u>）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	番号修正 更新
14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 <u>4 年 1 月</u>改正 政令第 <u>16 号</u>）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 <u>4 年 4 月</u>改正 法律第 <u>32 号</u>）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 <u>5 年 3 月</u>改正政令第 <u>54 号</u>）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 <u>5 年 5 月</u>改正 法律第 <u>19 号</u>）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	更新
1-1- <u>35</u> 施設管理	1-1- <u>36</u> 施設管理	番号修正
1-1-<u>36</u> 諸法令の遵守 (10) 健康保険法（令和 <u>3 年 6 月</u>改正 法律第 <u>66 号</u>） (13) 出入国管理及び難民認定法（令和 <u>3 年 6 月</u>改正 法律第 <u>69 号</u>） (15) 道路交通法（令和 <u>4 年 4 月</u>改正 法律第 <u>32 号</u>） (16) 道路運送法（令和 <u>2 年 6 月</u>改正 法律第 <u>36 号</u>） (22) 港湾法（令和 4 年 <u>3 月</u>改正 法律第 7 号）	1-1-<u>37</u> 諸法令の遵守 (10) 健康保険法（令和 <u>5 年 5 月</u>改正 法律第 <u>31 号</u>） (13) 出入国管理及び難民認定法（令和 <u>4 年 12 月</u>改正法律第 <u>97 号</u>） (15) 道路交通法（令和 <u>5 年 5 月</u>改正 法律第 <u>19 号</u>） (16) 道路運送法（令和 <u>5 年 4 月</u>改正 法律第 <u>18 号</u>） (22) 港湾法（令和 4 年 <u>11 月</u>改正 法律第 <u>87 号</u>）	番号修正 更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和 6 年 4 月）	新（令和 6 年 10 月）	摘要
(40) 電気事業法（令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号） (41) 消防法（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号） (43) 建築基準法（令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号） (63) 厚生年金保険法（令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号） (68) 所得税法（令和 4 年 6 月改正 法律第 71 号） (70) 船員保険法（令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号） (72) 電波法（令和 4 年 6 月改正 法律第 70 号） (75) 農薬取締法（令和 元 年 12 月改正 法律第 62 号） (76) 毒物及び劇物取締法（平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号） (80) 個人情報の保護に関する法律（令和 4 年 5 月改正 法律第 54 号） (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号）	(40) 電気事業法（令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号） (41) 消防法（令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号） (43) 建築基準法（令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号） (63) 厚生年金保険法（令和 5 年 3 月改正 法律第 3 号） (68) 所得税法（令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号） (70) 船員保険法（令和 5 年 5 月改正 法律第 31 号） (72) 電波法（令和 4 年 12 月改正 法律第 93 号） (75) 農薬取締法（令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号） (76) 毒物及び劇物取締法（令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号） (80) 個人情報の保護に関する法律（令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号） (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号）	
1-1-37 官公庁等への手続等 1-1-38 施工時期及び施工時間の変更 1-1-39 工事測量 1-1-40 不可抗力による損害 1-1-41 特許権等 1-1-42 保険の付保及び事故の補償 1-1-43 臨機の措置 1-1-44 公共工事等における新技術活用の促進 1-1-45 石綿使用の有無	1-1-38 官公庁等への手続等 1-1-39 施工時期及び施工時間の変更 1-1-40 工事測量 1-1-41 不可抗力による損害 1-1-42 特許権等 1-1-43 保険の付保及び事故の補償 1-1-44 臨機の措置 1-1-45 公共工事等における新技術活用の促進 1-1-46 石綿使用の有無	番号修正
第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート 第 1 節 適用 3. 適用規定（2） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）[2017 年制定]」（土木学会、2018 年 3 月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート 第 1 節 適用 3. 適用規定（2） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書 [2023 年制定]（施工編）」（土木学会、2023 年 9 月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年4月）	新（令和6年10月）	摘要
第2節 適用すべき諸基準 1. 適用規定 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）<u>[2017 年制定]（2018 年 3 月）</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）<u>[2017 年制定]（2018 年 3 月）</u>	第2節 適用すべき諸基準 1. 適用規定 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）<u>[2023 年制定]（2023 年 9 月）</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）<u>[2023 年制定]（2023 年 3 月）</u>	更新
3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. 材料の計量 （6）受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表 3-2 に示した許容差内である場合には、<u>容積</u>で計量してもよいものとする。	3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. 材料の計量 （6）受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表 1-3-2 に示した許容差内である場合には、<u>体積</u>で計量してもよいものとする。	修正
3-6-9 養生 2. 湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 3-3 を<u>標準</u>とする。	3-6-9 養生 2. 湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、<u>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする</u>。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 3-3 を<u>目安</u>とする。	修正
3-6-9 <u>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表 1-3-3 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</u>		削除

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年4月）	新（令和6年10月）	摘要
表 3-3 コンクリートの <u>標準養生期間</u>	表 3-3 コンクリートの <u>湿潤養生期間の目安</u>	修正
3-7-3 加工 3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017 年制定] 本編第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018 年 3 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3-7-3 加工 3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2023 年制定] 本編第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023 年 3 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	更新
3-9-2 施工 3. 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。 <u>コンクリート温度がこの上限を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</u>	3-9-2 施工 3. 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。	修正
3-10-2 施工 (1)受注者は、凍結しているか、または冰雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	3-10-2 施工 (1) 受注者は、凍結しているか、または冰雪の混入している骨材を用いてはならない。	修正
3-12-2 施工 7. 水中コンクリートの打設方法 受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、 <u>トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。</u> これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	3-12-2 施工 7. 水中コンクリートの打設方法 受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、 <u>トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。</u> これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	修正
9. トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は <u>常にコンクリートで満たさなければならない。</u> また、打設中に <u>トレミーを水平移動してはならない。</u>	9. トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、 <u>先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。</u>	修正
3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 1. 一般事項 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの <u>施工にあたり、品</u>	3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 1. 一般事項 受注者は、海水の作用、 <u>波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物</u>	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年4月）	新（令和6年10月）	摘要
質が確保できるように、 <u>打込み、締固め、養生などを行わなければならない。</u>	<u>に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。</u>	
2. 水平打継目の設置位置 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60 <u>cm</u> 及び最低潮位から下60 <u>cm</u> の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	2. 水平打継目の設置位置 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 60 <u>0mm</u> 及び最低潮位から下 600 <u>mm</u> の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	単位修正
3-13-3 コンクリートの製造 3. 材料の計量 (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	3-13-3 コンクリートの製造 3. 材料の計量 (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編 1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ、表 1-3-2 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	修正
第2編材料編 2-3-1 一般事項 1. 適合規格 JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 A（レディーミクストコンクリート用骨材）	第2編材料編 2-3-1 一般事項 1. 適合規格 JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 <u>JA</u> （レディーミクストコンクリート用骨材）	JIS 改正
2-6-1 一般事項 2. セメントの貯蔵 受注者は、セメントを防湿 <u>的</u> な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2-6-1 一般事項 2. セメントの貯蔵 受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	修正
2-6-3 混和材料 5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2018年制定] JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。	2-6-3 混和材料 5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定] JSCE-D 102-2023吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023年 9月）の規格に適合するものとする。	更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年4月）	新（令和6年10月）	摘要
2-6-4 コンクリート用水 1. 練混ぜ水 コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2-6-4 コンクリート用水 1. 練混ぜ水 コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 <u>JC</u>（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	JIS 修正
2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和 <u>4</u> 年 <u>2</u> 月改正 政令第 <u>51</u> 号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-24、表 2-25、表 2-26 の規格に適合するものとする。	2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和 <u>5</u> 年 <u>9</u> 月改正 政令第 <u>276</u> 号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-24、表 2-2-25、表 2-2-26 の規格に適合するものとする。	更新
第3編土木工事共通編 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第 <u>62</u> 号）（令和 <u>3</u> 年 <u>10</u> 月） 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（<u>平成9</u> 年 <u>12</u> 月） 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（<u>平成4</u> 年 <u>10</u> 月） 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）[<u>2017</u> 年制定]（<u>2018</u> 年 <u>10</u> 月）	第3編土木工事共通編 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 <u>13</u> 日環境省告示第 <u>6</u> 号）（令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月） 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [<u>令和4</u> 年度改訂版]（<u>令和5</u> 年 <u>2</u> 月） 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（<u>令和5</u> 年 <u>4</u> 月） 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）[<u>2023</u> 年制定]（<u>2023</u> 年 <u>9</u> 月）	更新
2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工 2. ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6	2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工 2. ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6	更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年4月）	新（令和6年10月）	摘要
ヵ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）[2017年制定]」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定]」（土木学会、2023年9月）における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
2-6-11 グースアスファルト舗装工 6. 接着剤の塗布 表 2-32 (1) 接着剤の規格コンクリート床版	2-6-11 グースアスファルト舗装工 6. 接着剤の塗布 表 2-32 接着剤の規格コンクリート床版用	番号修正
表 2-32 (2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質		削除
2-17-2 材料 1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。	2-17-2 材料 1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。	
第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準（令和5年10月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月）	更新
第5章 堰	第5章 堰	更新

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年4月）	新（令和6年10月）	摘要
第1節適用 5.適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和 <u>4</u> 年 3 月）の規定による。	第1節適用 5.適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和 <u>5</u> 年 3 月）の規定による。	
第8編 砂防編 1.砂防堰堤 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[20<u>13</u>年制定]（20<u>13</u>年 <u>10</u>月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[20<u>17</u>年制定]（20<u>18</u>年 <u>3</u>月）	第8編 砂防編 1.砂防堰堤 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[20<u>23</u>年制定]（20<u>23</u>年 <u>9</u>月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[20<u>23</u>年制定]（20<u>23</u>年 <u>9</u>月）	更新
第9編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[20<u>13</u>年制定]（20<u>13</u>年 <u>10</u>月）	第9編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[20<u>23</u>年制定]（20<u>23</u>年 <u>9</u>月）	更新
1-4-5 材料の計量 2.各材料の計量 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよいものとする。	1-4-5 材料の計量 2.各材料の計量 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第 1 編 1-3-5-4 材料の軽量及び練混ぜ、表 1-3-2 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、<u>体積で計量してもよいものとする。</u>	修正
第10編 道路編 第2章 舗装 1-2 適用すべき諸基準 土木学会 舗装標準示方書（<u>平成 27</u>年 10 月）	第10編 道路編 第2章 舗装 2-2 適用すべき諸基準 土木学会 舗装標準示方書[20<u>23</u>年制定]（令和 5 年 10 月）	更新
2-4-10 コンクリート舗装工 4.初期養生 初期養生は、<u>コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に</u>散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	2-4-10 コンクリート舗装工 4.初期養生 初期養生は、<u>十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に</u>散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	修正

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和 6 年 4 月）	新（令和 6 年 10 月）	摘要																								
3-2 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 <u>（平成 9 年 12 月）</u>	3-2 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 <u>[令和 4 年度改定版]</u> <u>（令和 5 年 2 月）</u>	更新																								
7-2 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[20 <u>17</u> 年制定] （20 <u>18</u> 年 3 月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[20 <u>17</u> 年制定] （20 <u>18</u> 年 <u>3</u> 月）	7-2 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[20 <u>23</u> 年制定] （20 <u>23</u> 年 3 月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[20 <u>23</u> 年制定] （20 <u>23</u> 年 <u>9</u> 月）	更新																								
15-3-1 一般事項 7. 報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、 <u>翌日までに設計図書に示す様式</u> により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	15-3-1 一般事項 7. 報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡する <u>とともに</u> 、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	修正																								
表 3-2 計量値の許容差 <table><tr><th>材料の種類</th><th>最大値（%）</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の<u>場合</u>は、1（%）以内	材料の種類	最大値（%）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	表 3-2 計量値の許容差 <table><tr><th>材料の種類</th><th>計量値の許容差（%）</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の<u>計量値の許容差の最大値</u>は、1（%）とする。	材料の種類	計量値の許容差（%）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	修正 1-3-5-4-2
材料の種類	最大値（%）																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2※																									
混和剤	3																									
材料の種類	計量値の許容差（%）																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2※																									
混和剤	3																									

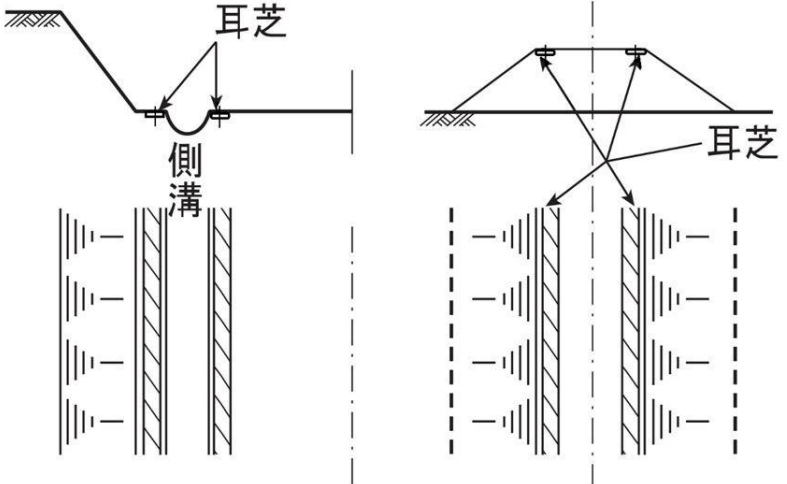
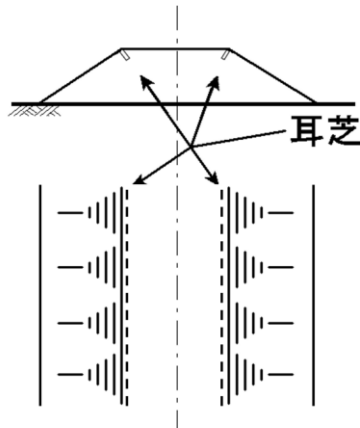
新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年4月）				新（令和6年10月）						摘要
表 3-3 コンクリートの標準養生期間				表 3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安						修正 1-3-6-9
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	
15℃以上	5日	7日	3日	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	
10℃以上	7日	9日	4日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	
5℃以上	9日	12日	5日	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	
〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。				※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。						
表 3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間				表 3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間						修正 1-3-10-3
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	
	10℃	7日	4日	9日		10℃	7日	4日	9日	
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	
	10℃	3日	2日	4日		10℃	3日	2日	4日	

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和6年4月）					新（令和6年10月）					摘要
表：2-32 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用					表 2-32 接着剤の規格コンクリート床版用					修正 3-2-6- 11-6
項 目	アスファルト系 （ゴム入り） 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	項 目	アスファルト系 （ゴム入り） 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	
		1次プライマー	2次プライマー				1次プライマー	2次プライマー		
指触乾燥時間 （20℃）	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1 *1	指触乾燥時間 （20℃）	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1 *1	
不揮発分（％）	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833- 1,2*2	不揮発分（％）	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833- 1,2*2	
作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1	作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1	
耐 久 性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1	耐 久 性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1	
[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 （例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する） *2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。					[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 （例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する） *2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。					
表 2-32 (2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質										削除
種 類 項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法						
指触乾燥時間 （23℃）分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1						
不揮発分％	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833 -1, 2 *2						
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1						
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1						
[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する *2 試験方法はJIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する [注2] 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による										

新旧対照表（土木工事共通仕様書）

旧（令和 6 年 4 月）	新（令和 6 年 10 月）	摘要
 耳芝 側溝 耳芝	 耳芝 耳芝	摘要 修正 3-2-14-2